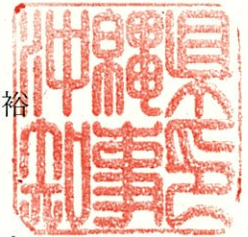


農水第452号  
令和5年5月19日

国地方係争処理委員会

委員長 菊池 洋一 殿

沖縄県知事 玉城 康裕



審査申出書において沖縄防衛局が行ったサンゴ類の特別採捕許可申請の必要性以外の審査基準の適合性に関する主張を行っていないことについて

令和5年5月9日付け国地委第16号で確認のあったみだしのことについて、  
下記のとおり回答します。

記

沖縄県としては、沖縄防衛局の埋立の設計の概要の変更承認申請が承認されておらず、同局が大浦湾側の地盤改良工事を適法に実施する法的地位を未だ取得していないことから、事実の問題として、本件サンゴ類生息箇所について埋立承認を受けた設計の概要に従った工事を実施することが不可能な状況において本件各許可申請をしたものと認識するほかなく、採捕（移植）の必要性がないため、その余の点を判断するまでもなく申請を不許可としたものである。

また、審査申出書では、本件埋立変更不承認処分及び本件各不許可処分が有効であることのほか、農林水産大臣の是正の指示について、その前提となる事項の認識に誤りがあり、加えて、同指示自体に権限の濫用が存することや是正の指示の発動要件を充たしていない等の点を主張しているところであることから、この度の審査申出に当たっては、沖縄防衛局の特別採捕許可申請内容の必要性以外の基準の適合性に関する主張は行う必要がないと考えている。